

国民健康保険に加入している方へ

～高齢受給者証が新しくなります～

☎ 住民生活課国保医療係 (☎54-6602)

70歳以上の方がお持ちの高齢受給者証は、平成30年7月31日に有効期限を迎えます。
7月中に新しい証を送付しますので、8月以降に病院等にかかる際は更新後の証を窓口で提示してください。
※新しい高齢受給者証の有効期限は、平成31年7月31日までです。
※75歳に達し、後期高齢者医療制度の適用となる方は誕生日の前日までが有効期限となります。

～『限度額認定証』『限度額適用・標準負担額減額認定証』の申請手続きを忘れずに～

「70歳未満の方」及び「70歳以上で限度額区分(※下記参照)が現役並み所得者の現役Ⅰ・Ⅱ、住民税非課税世帯の区分Ⅰ・Ⅱの方」は、申請により『限度額適用認定証』又は『限度額適用・標準負担額減額認定証』の交付を受けることができます。

この認定証を医療機関の窓口で提示すると、入院時の医療費の支払いが、自己負担限度額までとなります。また、住民税非課税世帯の方は、入院の際の食事代が減額となります。

- ◆有効期限 毎年8月から翌年7月まで
※新たに認定証が必要となる場合、または有効期限が平成30年7月31日までの認定証をお持ちの方で、引き続き必要な場合は申請をしてください。
- ◆申請に必要なもの
①被保険者証 ②過去1年以内の入院日数が90日を超える場合は、その期間がわかる書類(領収書など)
- ◆申請場所 役場住民生活課、忠類総合支所地域振興課、札内支所の各窓口

▶平成30年8月診療分より70歳以上の方の自己負担限度額区分が変わります。

- ・これまで区分が【現役並み所得者】だった方
⇒所得に応じて3つの区分に分かれ、限度額も変わります。また、個人単位上限額が無くなります。
【現役Ⅲ】…住民税課税所得が690万円以上の方
【現役Ⅱ】…住民税課税所得が380万円以上690万円未満の方
【現役Ⅰ】…住民税課税所得が145万円以上380万円未満の方
- ・区分が【一般】の方
⇒個人単位の限度額が変わります。

【平成30年7月診療分まで】

所得区分		外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)	4回目以降
現役並み所得者		57,600円	80,100円+(総医療費-267,000円)×1%	44,400円
一般		14,000円 ※年間上限144,000円	57,600円	44,400円
住民税 非課税世帯	区分Ⅱ	8,000円	24,600円	—
	区分Ⅰ	8,000円	15,000円	—

【平成30年8月診療分から】

所得区分		外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)	4回目以降
現役並み 所得者	現役Ⅲ	—	252,600円+(総医療費-842,000円)×1%	140,100円
	現役Ⅱ	—	167,400円+(総医療費-558,000円)×1%	93,000円
	現役Ⅰ	—	80,100円+(総医療費-267,000円)×1%	44,400円
一般		18,000円 ※年間上限144,000円	57,600円	44,400円
住民税 非課税世帯	区分Ⅱ	8,000円	24,600円	—
	区分Ⅰ	8,000円	15,000円	—

防災情報メールに登録しましょう

町では防災情報メールで町民の皆さんに様々な情報を提供しています。
皆さんの安全安心な暮らしを守る上で大切な情報を提供していますので、積極的な登録をお願いします。

【提供している情報】 ☎ 防災環境課 (☎54-6601)

- ▶防災情報・・・大雨警報や大地震の発生、ミサイル発射情報、避難所の開設等の情報を提供します。
- ▶子ども見守り情報・・・十勝管内で発生した不審者等の情報を提供します。
- ▶地域安全情報・・・特殊詐欺等の発生に関する情報を提供します。



1 QRコードを携帯電話・スマートフォンで読み取り、空メールを送信します。
※QRコードの読み取りができない場合は touroku.makubetsu-town@raidens.ktaiwork.jp に空メールを送信してください。



2 空メールを送信したメールアドレスに仮登録通知メールが届きます。

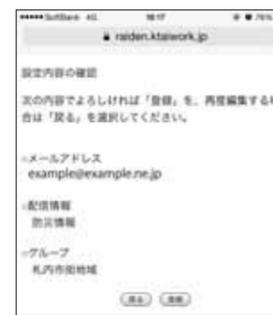


※ドメイン指定受信、メール一括拒否、メール指定受信など、一部のメールが届かない設定にしている場合、登録完了メールが届かない場合があります。

3 メールで送信されたURLにアクセスし、配信情報と居住地域の選択をします。



4 内容を確認し、本登録をします。



5 登録完了メールが届きますのでご確認ください。



※登録は無料ですが、通信料は登録する方でご負担いただけます。
※登録に必要な個人情報はこのサービスにのみ使用し、他の目的で使用することはありません。

青色防犯パトロールを実施しています

町では、街頭犯罪の防止や子ども見守り活動の一環として、青色防犯パトロールを実施しています。
主に、児童生徒の登下校時間(7時30分～8時30分、14時00分～15時00分頃)や、町内で不審者情報があった場合等に、青色回転灯を装着した自動車で行内の見回りをしています。
青色防犯パトロールを実施する際の注意事項が、次のとおり決められておりますのでご承知下さい。

- 防犯パトロール実施時のみ、青色回転灯を点灯させることができます。
- 町内でのみ、青色回転灯を点灯させることができます。
- パトロール実施者が犯罪者等に声かけをしたり、捕まえることはできないため、犯罪や事件に遭遇した場合はすぐに警察署等に通報をします。

☎ 防災環境課交通防犯係 (☎54-6601)



各種医療費助成制度のお知らせ

町では健康の保持と福祉の増進を目的として、医療費(自己負担額)の全部または一部の助成を行っています。

◆制度の対象者

各制度の対象要件のいずれかに当てはまり、該当する本人と該当者の生計を主に維持している方の平成29年中の所得が一定未満の方(下表参照)

重度心身障害者医療費

- ①身体障害者手帳の1級、2級、または3級(内部障害の方のみ)の交付を受けている方
 - ②療育手帳のA判定を受けている方、または医師から重度の知的障害と判定された方
 - ③精神障害者保健福祉手帳の1級の交付を受けている方
- ※65歳以上75歳未満の方は、後期高齢者医療制度に加入しなければ対象になりません。

ひとり親家庭等医療費

- ①配偶者のいない母または父で、18歳未満の子を扶養、監護している方、または18歳以上20歳未満の子を扶養している方
- ②ひとり親家庭の母または父に扶養、監護され、または両親の死亡、行方不明等により他の家庭で扶養されている18歳未満の方
- ③ひとり親家庭の母または父に扶養され、または両親の死亡、行方不明等により他の家庭で扶養されている18歳以上20歳未満の方

子ども医療費

中学校卒業(15歳に達する日以後の最初の3月31日)までの子ども
※所得制限はありません。

受給者証の更新について

前年の所得による資格の判定を行うため、提出いただいている同意書に基づいて所得等の確認を行い、対象となる方には7月中旬に新たな受給者証をお送りします。
生計維持者が町外にお住まいの場合など、所得の確認がこちらでできないときは、別途更新の手続きをお願いすることがあります。

詳細はお問い合わせください。
☎ 住民生活課国保医療係 (☎54-6602)

《所得制限の限度額》

扶養親族の数	所得額	
	重度心身障害者医療	ひとり親家庭等医療費
0人	6,287,000円	2,360,000円
1人	6,536,000円	2,740,000円
2人	6,749,000円	3,120,000円
3人以上	以下213,000円ずつ加算	以下380,000円ずつ加算

◆重度心身障害者医療費受給者証・ひとり親家庭等医療費受給者証をお持ちの中学校卒業前までのお子様と保護者様へ

これまで【重度心身障害者医療費助成制度】または【ひとり親家庭等医療費助成制度】で助成を受けている中学校卒業前までのお子様は、受給者証が2枚(重度心身障害者またはひとり親家庭等医療費受給者証と子ども医療費受給者証)交付されておりましたが、8月1日から【重度心身障害者医療費助成制度】または【ひとり親家庭等医療費助成制度】で自己負担分も含めて全額助成するように変更となり、上記更新においては重度心身障害者又はひとり親家庭等医療費受給者証のみ交付いたします。(子ども医療費受給者証は無くなります。)

平和の祈りをつなぐ千羽鶴・折り鶴募集

8月に幕別町役場1階ロビーで開催する「原爆パネル展」に展示する千羽鶴用の折り鶴を募集します。

▶千羽鶴・折り鶴の詳細

15cm四方程度の折り紙(広告・包装紙等も可)を使用してください。

折り鶴をつなげて束ねる場合はたこ糸(可燃性のもの)などで長さ150cm・幅25cm程度に束ねてください。

※名前やメッセージを書いた短冊の添付も可。

▶募集期間

7月2日(月)～27日(金) 午前9時～午後5時

▶受付場所(提出用の箱を設置します。)

役場1階ロビー、忠類コミュニティセンター、札内支所

☎ 総務課総務係 (☎54-6608)

小規模修繕契約希望者登録を受け付けます

町が発注する小規模な修繕の受注希望者の登録を受け付けます。

▶登録対象者

入札参加資格が無く、町内に本社本店を有する法人、または町内に住所を有する個人事業主

▶対象となる契約

予定価格が30万円未満で、内容が軽易かつ履行が容易な修繕の契約

▶登録期間

【7月2日～7月20日受付分】

平成30年8月1日～平成32年7月31日

【以降毎月20日までの受付分(随時受付)】

受付した翌月の1日～平成32年7月31日

※前回登録された方も、7月末で登録期間が満了となるため、新たに登録が必要です。

※小規模修繕を発注する際の事業者選定の対象となりますが、見積参加や契約を約束するものではありません。

☎ 総務課契約管財係 (☎54-6608)

後期高齢者医療制度のお知らせ

～保険証・減額認定証の一斉更新について～ ☎ 住民生活課国保医療係 (☎54-6602)

▶保険証が新しくなります

現在使用している保険証は、平成30年7月31日に有効期限を迎え8月以降は使用できなくなります。

7月中旬に新しい保険証を送付しますので、8月以降は**桃色の保険証**をご使用ください。

※新しい保険証の有効期限は、平成31年7月31日までです。

※紛失したときや汚れたときは、再交付しますのでお申し出ください。

▶限度額認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証)が新しくなります

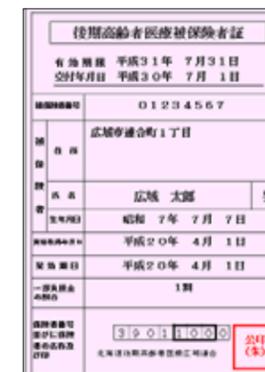
現在ご使用の減額認定証は、平成30年7月31日に有効期限を迎え8月以降は使用できなくなります。

引き続き交付対象に該当する方は7月中旬に減額認定証を送付しますので、8月以降は**水色の減額認定証**をご使用ください。

新たに必要となる方は、下記の交付要件に該当することをご確認の上、住民生活課国保医療係へ申請してください。

次の区分に該当する方が減額認定証の交付対象です。

現役Ⅱ	3割負担の方のうち、住民税課税所得が380万円以上690万円未満の方と、その方と同一世帯の被保険者の方
現役Ⅰ	3割負担の方のうち、住民税課税所得が145万円以上380万円未満の方と、その方と同一世帯の被保険者の方
区分Ⅱ	世帯全員が住民税非課税の方
区分Ⅰ	世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方
	世帯全員の所得が0円の方(公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下の方) 老齢福祉年金を受給している方



新しい保険証の色は桃色です



新しい減額認定証の色は水色です

～8月1日から自己負担限度額区分が変わります～

【平成30年7月まで】

所得区分	1か月の自己負担限度額 ※1		
	外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)	
現役並み所得者	57,600円	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% (44,400円) ※2	
一般	14,000円 ※3	57,600円 (44,000円) ※2	
住民税非課税世帯	区分Ⅱ	8,000円	24,600円
	区分Ⅰ	8,000円	15,000円

※1 月の途中で75歳の誕生日を迎えることにより加入する方(障害認定で加入する方は除く)は、加入した月の自己負担限度額が1/2に調整されます。

※2 多数該当(過去12か月に3回以上世帯単位における高額療養費の支給に該当し、4回目以降の支給に該当)の場合の自己負担限度額です。

※3 1年間の外来の自己負担額合計の限度額が144,000円となります。

【平成30年8月診療分から】

所得区分	1か月の自己負担限度額 ※1		
	外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)	
現役並み所得者	現役Ⅲ (課税所得690万円以上)	252,600円+(総医療費-842,000円)×1% (140,100円) ※2	
	現役Ⅱ (課税所得380万円以上)	167,400円+(総医療費-558,000円)×1% (93,000円) ※2	
	現役Ⅰ (課税所得145万円以上)	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% (44,400円) ※2	
一般	18,000円 ※3	57,600円	
住民税非課税世帯	区分Ⅱ	8,000円	24,600円
	区分Ⅰ	8,000円	15,000円